

令和2年度第2回 山梨県大規模小売店舗立地審議会 会議録

1 日 時 令和2年9月17日(木) 午後2時～午後3時20分

2 場 所 恩賜林記念館 2階 特別会議室

3 出席者

(委 員) 興水会長 高村委員 田邊委員 萩原委員 箕浦委員 武藤委員 八重樫委員
(事務局) 産業政策課 課長 商業流通・サービス業担当(3人)

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 産業労働部長あいさつ
- (4) 会長選出
- (5) 会長あいさつ
- (6) 審議
- (7) 大規模小売店舗立地法に基づく届出の処理状況について
- (8) 閉会

6 会議に付した事案の件名

- (1) 「甲府東ショッピングセンター」の既存店舗の変更について【公開】
- (2) 「笛吹河内店舗」の新設について【公開】

7 議事の概要(敬称略)

(1) 「甲府東ショッピングセンター」の既存店舗の変更について

(事務局) (甲府東ショッピングセンターの届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会 長) 「甲府東ショッピングセンター」の既存店舗の変更について事務局から説明があったので、意見や事務局への質問等があれば述べていただきたい。

(委員) 出入口①、④の右折入庫について、出入口④のみ右折入庫禁止とし、出入口①は現状どおり右折入庫可とするとの理解でよいか。また、出入口①の方が入口は広いのか。

(事務局) 設置者は、県警察からの指導により出入口④のみ右折入庫禁止としている。出入口の幅員については、届出書30ページの図面3-2建物配置図(変更後)のとおり、いずれも6mの計画となっている。

(委員) 出入口①、④のどちらに交通整理員を配置するのか詳細は不明だが、臨機応変に交通整理員を配置し、特に国道411号線側の歩行者の交通安全確保に留意して運用していただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(会長) 今回の審議案件に限らないが1点目は緑化率に関して、義務ではなく努力目標であるため、山梨県環境緑化条例の5%の緑化率を確保できない場合でも、設置者が敷地の制限により緑地の確保が困難であり、出来る限り緑地の確保に努める場合には問題はないのか。

2点目は、駐車場収容台数について、新設の場合には指針に基づく駐車台数を設置するように指導しているが、指針台数は義務ではないため、基本的には指針台数を設置するようにお願いするが、その後の運用の結果そこまでの台数が不要な場合には、実績を踏まえて台数を減らすことも可能であるのか。

3点目は、交通整理員の配置に関して、届出書等へ繁忙期には交通整理員を設置する計画である旨を記載すれば審議会を通過してしまうが、実際の設置状況の確認などの対応が必要と思う。この点について、問題はないのか。

(事務局) 1点目の緑化率について、当課から山梨県環境緑化条例を所管するみどり自然課へ確認し、設置者に対して、壁面(グリーンカーテン)も緑地に含まれるため、壁面緑化を含めて緑化率5%以上の確保の検討を求めた。これに対して、設置者からは敷地等の制限から緑地の確保が困難との報告があり、連絡会議としては努力義務でもあるため意見なしとした。

2点目の指針台数について、新設時には指針の駐車台数を確保するよう指導している。その後の運用状況を踏まえ、設置者にレジデータ、駐車場利用実態調査等の定量的な数値、根拠を示していただき、収容台数が充足するか十分に検証を行い、審議会の審議を経て問題が無い場合には、指針台数の変更も可能としている。

3点目の繁忙期の交通整理員の配置について、開店時に事務局による現地確認を行い、届出どおり交通整理員が配置されているか確認を行っている。併せて、開店から

1、2か月頃を目処に、設置者立ち会いのもと届出事項や法第14条報告書の内容どおり運用しているか現地確認を実施している。

(会長) それでは審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「甲府東ショッピングセンター」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(2) 「笛吹河内店舗」の新設について

(事務局) (笛吹河内店舗の届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会長) 「笛吹河内店舗」の新設について事務局から説明があったので、意見や事務局への質問等があれば述べていただきたい。

(委員) サイン計画について、看板の具体的な文字の大きさなどは不明だが、文字数が多いと思う。車を運転し、ある程度スピードがあっても確認できるようなデザイン、大きさとなるよう工夫していただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(会長) 市道1368号線は、現状どの程度の交通量があるのか。

(事務局) 設置者は市道1368号線の交通量調査を実施していないため、具体的な交通量は不明だが、事務局での現地確認時や審議会現地調査時等にも当該市道が混雑している様子は見られなかった。現状は、近隣住民の生活道路として利用されており、そこまでの交通量はないかと思う。

(委員) 現状、市道1368号線の交通量が少ないとしても、そこに市道があることを車で通過する際に認識してもらう必要がある。サイン計画の「車に注意」の標示のみでは不足していると思う。道路があることが分かるよう、文字数を少なく、わかりやすい内容で併記していただきたい。

また、市道との境界部分へ縁石を設けるとの説明があったが、出入口以外の場所から入退店することがなく、出入口がはっきりと分かるような構造としていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(委員) A棟店舗前の横断帯について、3 mの幅員が確保されているが駐輪場①があるため、駐輪場のスペースを除くと1 m程度しか確保できないと思う。自転車をきちんと止めていないと、車椅子や小さな子どもなどの歩行者に危険が生じるため、店舗の従業員等には、定期的な巡回と適切な管理をしていただきたい。

(事務局) 設置者に伝える。

(委員) 市道1368号線について、現状は生活道路として利用され交通量は少ないかもしれないが、開店後には交通量が増加するため、設置者にはくれぐれも車両・歩行者への注意喚起を徹底するようにお願いしたい。

(会長) それでは審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「笛吹河内店舗」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出の処理状況について

(事務局) (届出の処理状況について説明し、山梨県大規模小売店舗審議会運営規程第7条第2項の規定により、令和2年度第1回 山梨県大規模小売店舗立地審議会の書面開催結果について報告)

※ 報告に関して、委員からの質問、意見なし。

(以上)